

阿武町立福賀小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月改定

本指針は、人権尊重の理念に基づき、福賀小学校の全ての児童が心豊かに充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題の根絶に向けた不断の努力を学校総ぐるみで行うことを強く誓い、ここに策定するものである。また、本方針は評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止のための対策を行う。

(いじめ根絶に向けての覚悟)

児童は、いじめを行ってはならない、見て見ぬふりをしてはならない。教職員は、これを助長、見逃してはならない。学校は、問題を隠蔽してはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒の在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

(2) 基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するために、いじめに関する認識（「いじめは人として絶対に許されない」、「被害児童を必ず守り抜く」）を全教職員で共有する。また、いじめほどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にした、いじめに向かわせないための未然防止の取組を積極的に推進する。

(3) 基本施策

① 未然防止の取組

ア 「卑怯な行為をしない、させない、見過ごさない」ことを合い言葉に、行動の具現化を組織的・計画的に推進する。

イ 児童の豊かな心情と規範意識の醸成と、心の通うコミュニケーション能力の育成をめざ

して、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。

- ウ 学校が積極的に保護者並びに地域住民や関係者との連携強化を図り、いじめ防止に資する「児童の心を耕す教育活動」を協働で実践する。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発や必要な措置として、人権学習の公開や人権講演会の開催等、学校からの発信・啓発活動を行う。

② 早期発見の取組

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童及び保護者に対する定期的な調査を実施し、教職員間で情報の共有を図る。

- ①児童対象のふり返りアンケート 毎週木曜に実施
- ②保護者対象のいじめ調査 学期毎（8，1，3月）に実施
- ③児童を語る会 **職員会議・研修職員会**義時（月1回）

<構成員>

全教職員

<活動>

- ・いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査・児童に関する情報交換）
- ・いじめの未然防止に関すること。（学級での取組等の情報交換や効果的な取組の提案等）

<開催>

児童の観察を中心とする常時活動とし、その報告を行う。

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制を整備する。

- ① スクールカウンセラーの活用（桜井 恵先生）
- ② いじめ相談窓口の設置（福賀小学校生徒指導主任、養護教諭）
- ③ 教育相談を通じた学級担任や教職員とのミニ面談 年3回（6，10，1月）に実施
- ④その他関係機関

ウ 教職員の資質の向上

いじめ防止等に係る指導力向上のための事例検討会など、いじめ防止等の対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施する。また、校外研修にも積極的に参加し教職員の資質向上を図る。

○教職員研修（小教研及び阿武町教委主催の情報教育研修の復伝研修等）

③ 早期対応の取組

ア 早期対応のための本校の体制

- ・いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

○ [いじめ対策委員会] いじめ発見時（即時）

< 構成員 >

全教職員

< 活 動 >

- ・ いじめの早期対応と悪化防止に関すること。（アンケート結果等の分析）
- ・ いじめ事案、共通理解に関すること。（学校としての取組を検討）
- ・ いじめ事案に対する対応に関すること。（対応のフィードバック、保護者^{しょうへい}招聘等）

< 開 催 >

いじめ事案、またはそれに発展しそうな諸問題の発生時に緊急開催とする。

○ [いじめ対策委員会] 定期 年1回（10月末）

< 構成員 >

全教職員、外部専門家（SC、SSW、民生児童委員、警察、町教委、育友会役員等）

< 活 動 >

- ・ いじめの早期発見・未然防止の取組に関すること。（学校評価や学校評価アンケートの結果の分析と改善方策の検討等）
- ・ いじめ事案に対する対応に関すること。（方針及び対処方法の決定）
- ・ いじめが心身に及ぼす影響に関すること。（再発防止の取組も含めて検討）
- ・ 外部機関との連携に関すること。

< 開 催 >

年1回を定例会とする。校長が必要と認めたいじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめへの対応

- ・ 児童や保護者からいじめに係る相談を受けた場合は、誠意をもって対応し、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けることができるように、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずることもある。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

ウ 地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的なサポートを得る。

(4) 重大事案への対処

児童が、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日または連続7日間を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、あるいは児童の保護者からいじめられて重大事態に至ったとの申立てがあったときは、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、阿武町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する特別の組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記調査決壊については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係等必要な情報を適切に提供する。

(5) インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、ネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動及び研修等を行う。

- 教科等による指導（社会科、道徳、学活等）
- 児童・保護者・教職員対象の情報モラル教室（適宜）
- 保護者・教職員への啓発（資料の配付等）

(6) 新型コロナウイルス感染症等に関連して生じるいじめや差別に対する対策

児童・保護者、及びその関係者等が新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症にかかった場合や、濃厚接触者として認められた場合等に適切な対応がとれるよう指導を行う。

- 児童に対し、正しい知識や予防策について保健指導や学級指導の場を通じて指導の徹底を図る。
- 全校道徳等を通して、身近な人が感染症にかかった場合どのように行動したらよいか考える機会を設定する。

(7) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の内容を学校評価の項目や学校評価アンケートの質問項目に加え、適正に自校の取組を評価し、見直しや点検を行う。その結果は、学校だよりに掲載して保護者と地域住民に公開する。

- ① いじめの未然防止・早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめ事案への対処に関すること。
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること。